

# 電子入札運用基準

香川県土地改良事業団体連合会

## 1 趣旨

この運用基準は、法令、規則その他関係規程に定めるもののほか、県内の土地改良区及び土地改良区連合（以下「土地改良区等」という。）が発注する建設工事（土地改良工事に限る。以下「案件」という。）を、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して、香川県土地改良事業団体連合会（以下「連合会」という。）が土地改良区等に代わり発注する場合の手続等について定めるものである。

## 2 電子入札について

### (1) 電子入札システムについて

電子入札システムは、入札（見積合せを含む。以下同じ。）に関する手続について、発注案件情報の公表、入札参加申請の受付、入札参加者への通知、入札書の提出、開札、落札者決定、入札結果の公表等の一連の手続をインターネットの利用により電子的に行うものである。

### (2) 電子入札の対象案件

案件の発注に当たって、前号による入札（以下「電子入札」という。）で行う旨を指定した案件（以下「電子入札案件」という。）は、電子入札システムで処理することとし、原則として紙による申請書（添付書類を除く。）及び入札書の提出は認めないものとする。

### (3) 電子入札システムの運用時間

電子入札システムの運用時間は、午前8時から午後10時までとする。  
ただし、電子入札システムの保守、点検等のため必要があるときは、利用者への事前予告を行うことなく、運用の停止又は中断を行うことがある。

## 3 案件登録

### (1) 各受付期間等の設定

開札予定日時は、原則として入札書提出締切日時の翌日（その日が、連合会の休日に当たるときは、その翌日）とする。

ただし、これにより難しいときは、その旨を指名通知書又は告示により通知するものとする。その他の期間等の日時設定については、各入札方式とも、従来の紙による入札（以下「紙入札」という。）における運用に準じて設定する。

### (2) 電子入札案件の中止に伴う処理

登録した案件について連合会の錯誤等があり入札手続を継続できないときは、その案件を中止し、新規案件として登録し、再度、募集、入札等を行う。

この場合には、電子入札システムにより入札手続を中止した旨を通知するとともに、既に申請書等の提出のあった入札参加者に対し、電話等の方法により連絡も行うものとする。

### (3) 紙入札への切替時の処理

特別の事情により入札手続が継続できないと連合会が判断した場合は、入札を中止し、又は紙入札に変更する。

この場合には、電子入札システムにより、入札手続を中止した旨を通知するものとする。

また、電子入札システムによる通知ができない場合は、電話等の方法により対応する。

## 4 入札参加申請書等の取扱い

### (1) 有効な入札参加申請書等

一般競争入札参加資格確認申請書等の参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）は、原則として、電子入札システムにより入札参加者から入札参加申請書受付締切日時までに提出されたもののみを有効なものとして取り扱う。

### (2) 申請添付資料の提出方法

入札参加申請書提出の際に添付を求める書類は、原則として、電子ファイルとして作成し、電子入札システムにより入札参加申請書に添付する方法により提出するものとする。

なお、電子ファイルの容量が2MBを超える場合は、電子入札システムによる添付ができないので、紙による方法を認める。

## 5 提出書類等

### (1) コンピューターウイルス対策について

入札参加者は、コンピューターウイルスに感染しないようウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入する等の対策を講ずるものとする。

この場合には、ウイルス対策用アプリケーションソフトの種類は問わないが、常に最新のパターンファイルを適用し、提出する前に必ずウイルス感染チェックを行うこととする。

万一、入札参加者から提出された書類等がウイルスに感染していることが判明した場合は、直ちに作業を中止し、ウイルスに感染している旨をその入札参加者に電話等の方法で連絡し、原則として、持参により提出するよう指示するものとする。

### (2) 持参の場合の提出方法

提出書類を持参により提出するよう指示を受けた場合は、開札予定日時までに、開札場所に持参するものとする。

## 6 辞退

### (1) 入札書提出後の辞退等

電子入札システムによる入札書提出後の辞退は、原則として認めない。

ただし、複数工事等の発注時において、契約担当者が入札者の参加制限（とりのき等）を設定した場合は、入札書提出後であっても、該当する入札者の入札は、無効として取扱う。

## 7 開札

### (1) 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時後速やかに行う。

ただし、紙入札による参加者がいる場合には、入札執行責任者の開札宣言後、紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録してから電子入札システムによる入札書の開札を行うものとする。

### (2) 開札時の立会い

電子入札案件については、原則として、入札者の立会いは行わない。

ただし、紙入札による参加者がいる場合において、立会いを希望する入札者がいるときは、その者を立会わせて開札を行うものとする。

### (3) くじの実施

落札となるべき同価の入札をした者が2名以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじの方法により落札者を決定する。

### (4) 電子くじの方法

入札者は入札時に3桁の「くじ申込番号」を入力するものとし、電子くじを実施する場合は、「くじ申込番号」を基に電子入札システムにより無作為に決定される「くじ番号」によって落札者、一般競争入札の場合には落札予定者を決定する。

なお、入札時に「くじ申込番号」の入力が省略された場合は、「000」と入力されたものとみなして、電子入札システムが「くじ番号」を決定する。

### (5) 開札が遅延した場合の対応

開札予定日時から落札決定通知書、再度入札通知書等の発行までに著しく時間を要する場合には、入札参加者に対し、電子入札システムにより情報提供を行う。

### (6) 開札の延期又は中止

開札の延期又は中止をする場合には、入札参加者に対し、電子入札システムにより開札を延期し、又は中止する旨を通知する。

### (7) 入札結果の公表について

開札を行ったときは、電子入札システムにより、その結果を入札参加者に通知する。また、入札結果については、電子入札システムにおいて公表する。

## 8 入札参加者の利用者登録及び電子証明書の取扱い

### (1) 電子入札システムへの利用者登録

入札参加者が電子入札システムを利用するときは、企業ID・パスワード及び電子証明書を取得し、電子入札システムに利用者登録を行っているものとする。

### (2) 電子証明書

電子証明書は、企業ID及びパスワードの交付を受けている企業（支店、営業所等が入札参加資格審査申請を行っている場合は、その支店、営業所等）の代表者の名義のものに限る。

- (3) 利用者登録についての留意事項  
電子証明書の紛失、失効、閉塞又は破損があった場合には入札に参加できないため、予備の同一名義人の電子証明書を準備しておくことを推奨する。
- (4) 電子証明書の不正使用等の取扱い  
入札参加者が電子証明書を不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めない。  
落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないものとする。

〈不正に使用等した場合の例示〉

- ・他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ・代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者の電子証明書を使用して入札に参加した場合（連合会の承認を得ている場合を除く。）

- (5) 電子証明書の有効期限  
有効期限の切れた電子証明書では、入札に参加できない。  
電子入札システムに登録済みの電子証明書の有効期限の残りが2週間以内の場合は、入札事務に支障を生じるおそれがあるため、有効期限末日の2週間前までに電子証明書の更新を行うこと。

## 9 紙入札での参加を認める基準

- (1) 当初から紙入札での参加を認める基準  
入札参加者は、電子入札案件については、紙入札を行うことはできない。  
ただし、入札参加者が電子入札の手続を開始する前において、次のアからウまでのいずれかに該当し、連合会がやむを得ないと認めた場合に限り、紙入札を行うことができる。  
ア 企業名又は代表者の変更により、電子証明書の再取得の手続中であって、当該手続中であることが証明できる場合。  
イ 電子証明書の閉塞、破損、紛失等により、電子証明書の再取得の手続中であって、当該手続中であることが証明できる場合。  
ウ 通信機器の不具合（パソコンの故障や通信障害）が発生し、入札参加申請又は入札等の締切期限までに復旧が見込めない場合において、電子入札システムに電子証明書が登録されていることが確認できるとき。
- (2) 電子入札から紙入札への変更を認める基準  
入札参加者は、電子入札の手続きを開始した後、前号アからウまでのいずれかに該当したことにより、紙入札への変更を求めた場合において、連合会がやむを得ないと認めるときに限り、紙入札を行うことができる。

(3) 紙入札に移行する場合の取扱い

連合会は、前号の規定により、紙入札への変更を認めるときは、当該入札参加者について、速やかに紙入札により入札に参加する業者として登録するものとし、当該入札参加者に対し、紙入札業者としての登録後においては電子入札に係る作業を行わないよう指示するものとする。

ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は、有効なものとして取り扱う。

(4) 紙入札におけるくじ番号の記載

紙入札者は、入札書に3桁の「くじ申込番号」を記載するものとし、「くじ申込番号」を記載していないときは「000」と記載したものとみなす。

## 10 システム障害等の取扱い

(1) 入札参加者側の障害の場合

入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告が、入札書提出締切日時 of 24時間前までにあった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査・確認を行うものとする。

調査・確認の結果、直ちに復旧できないと判断され、かつ、次のいずれかに該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札書提出締切日時及び開札予定日時の変更（延期）を行う。

ただし、電子証明書の紛失又は破損、パソコンの不具合等の入札参加者の責任による障害であると認められる場合は、時刻の変更（延期）は行わない。

- ・天災
- ・広域・地域的停電
- ・プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害
- ・その他時間延長が妥当であると認められた場合

変更後の開札予定日時を直ちに決定できないときは、無期延期とする旨の日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等の方法で対応する。）。

この場合においては、その通知書には開札日時決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合に、再度変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等の方法で対応する。）。

なお、電子入札システムが長期にわたり利用できない場合には、紙入札に切り替えるものとし、電話等の方法により、入札参加者に対しその旨の連絡を行うものとする。

(2) 電子入札システム又は連合会側の障害の場合

電子入札システム又は連合会側のシステム等に障害が発生し、全ての入札参加者が利用できないときは、入札書提出締切日時及び開札予定日時の変更（延長）を行う。この場合には、電話等の方法により、入札参加者に対しその旨の連絡を行うものとする。

変更後の開札予定日時を直ちに決定できない場合においては、無期延期とする旨の日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等の方法で対応する。）。

この場合においては、その通知書には開札日時決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定したときは、再度、変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等の方法で対応する。）。

なお、電子入札システムが長期にわたり利用できない場合には、紙入札に切り換えるものとし、電話等の方法により、入札参加者に対しその旨の連絡を行うものとする。